

# Colocation サービス 利用規約

## 第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「当社」といいます。)は、Colocation サービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づき Colocation サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスの利用を承諾された契約者(以下、「契約者」といいます。)は、本サービスを受けるにあたり本規約を遵守するものとします。

(本サービスの内容)

第2条 当社は、以下の基本サービスを提供するものとします。

(1) 契約者がデータセンター内で利用しようとするルータ、サーバ等の対象物件を設置するための当社が設置したラック又はスペース(以下、「設置場所」といいます。)の提供

(2) 対象物件の運用・維持に必要な範囲での電力設備、その他の附帯設備の提供

2 前項のサービス内容及び設置場所等は当社が契約の内容として本規約の他に定める重要事項説明書、アドバンスリモートハンズサービス提供条件書、コネクティビティサービス提供条件書及びビル間コネクティビティサービス提供条件書(以下、「各提供条件書」といいます。)並びに申込書、承り書に記載のとおりとします。

3 当社は基本サービスに付随して、コネクティビティサービス、追加電源等の付加サービスを提供します。

4 当社は、本規約、又は本サービスの内容を変更することがあります。この場合の規約、又はサービス内容は、変更後の本規約によることとします。

5 本規約、又は本サービス内容の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を通知するものとします。

(サービスの終了)

第3条 当社は、本サービス又は本サービスの一部を終了することがあります。

2 本サービス又は本サービスの一部を終了するにあたり、当社は当該終了サービスの契約者に対し、その旨を通知します。

(用語の定義)

第4条 本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
データセンター	本サービス提供のための当社の施設及び当社が指定する施設とします。
対象物件	本規約に基づき、本サービスの対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等であり、具体的内容は重要事項説明書及び承り書に記載されたとおりとします。
コネクティビティサービス	本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブル又は接続端末であり、具体的内容はコネクティビティサービス提供条件書及び承り書に記載されたとおりとします。

## 第2章 契約

(利用申込)

第5条 本サービスの利用を希望するときは、本規約の内容を承諾した上で、当社の申込書等に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。

2 前項に際して、申込者確認のための資料を提出していただくことがあります。

3 契約者は自己の対象物件が発火、発煙、落下等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを確認の上、申し込むものとします。

(契約の単位)

第6条 契約者が複数の本サービスを申し込む場合、1つの契約の締結によって完了するものとします。

(契約の成立)

第7条 当社が第5条(利用申込)に従ってなされた申込を承諾した場合は、申込者に対して承り書により通知します。本規約を内容とする契約(以下、「本契約」といいます。)は、承り書に記載された日付(以下、「契約日」といいます。)をもって成立します。

2 前項の契約成立後、当社は契約者の本サービス提供環境の設定を行います。承り書に記載されたサービス提供開始日をもって契約者に請求する料金の起算を始めるものとします。

3 当社は、次の場合に該当すると当社が判断したときにはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

(2) 本サービスの申込者が第18条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当する恐れのあるとき

- (3) 本サービスの申込者が過去において第18条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当したとき
  - (4) 申込書に虚偽を記載したとき
  - (5) その他当社の業務遂行上支障があるとき
  - (6) 第5条第3項にもかかわらず、対象物件の安全性等が確認できないもしくは、当社が安全性等を認めないとき
- 4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。
- 5 契約者は、本サービス及び本契約が借地借家法の適用を受けるものではないことに同意するものとします。

#### (契約期間)

第8条 本契約の契約期間は第7条(契約の成立)第2項に定めるサービス提供開始日から1年間とし、これを最低利用期間とします。最低利用期間は1ラックごとに適用されるものとします。ただし、予約期間は、最低利用期間に含まれないものとします。

2 契約者又は当社から契約期間満了の1ヶ月前までに契約内容の変更又は解除の旨を当社の申込書等により通知しない場合、同様の契約条件で契約期間を自動更新するものとし、以後も同様とします。ただし、自動更新後は、前項の最低利用期間及びこれに関わる契約条件は適用されないものとします。

#### (予約)

第9条 契約者が既存の Colocation サービス契約の増設を予定する場合において、設置場所等を予約される場合は、当社の申込書等により、その旨、申し込むこととします。予約の可否及び条件については、契約者より申し込み前に当社へ照会を行うものとします。予約された場合は、第32条(料金)に定める料金を支払うものとします。

#### (契約の特約と優先順位)

第10条 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

2 本規約、第2条第2項にて規定した重要事項説明書及び各提供条件書、第7条にて承諾した申込及び前項にて規定した特約の内容が矛盾抵触するときは、1. 本規約、2. 重要事項説明書及び各提供条件書、3. 申込に関する書面(申込書等及び承り書)、4. 特約、の順に優先して適用します。ただし、本サービス提供条件・契約条件について特約を定めた場合は、1. 特約、2. 本規約、3. 重要事項説明書及び各提供条件書、4. 申込に関する書面(申込書等及び承り書)の順に優先して適用します。

#### (契約者が行うサービス内容の変更)

第11条 契約者が本サービス内容の変更を希望する場合は、変更の旨及び変更する内容を当社の申込書等に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。

2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

3 前項の申込承諾時には、契約者は当社に対し、第32条(料金)に定める料金を支払うものとします。

4 第1項の申込があった場合に、第7条(契約の成立)第3項の各号に該当すると当社が判断したときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

5 契約者の契約内容変更は、当社が変更を承諾し、変更後のサービスの利用を開始した日より適用します。

(契約者の名称等の変更)

第12条 契約者は、申込書に記載された契約者の名称等、契約者に関する事項に変更があった場合は、変更内容を速やかに当社の申込書等にて届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類等を提出していただくことがあります。

3 契約者が第1項に定める変更届を怠った場合には、不利益が生じることについて契約者は予め承諾します。

(権利及び義務の譲渡等の制限)

第13条 契約者は、本契約に基づく権利及び義務を、当社の書面による事前の承認なく、他に譲渡、貸与、もしくは承継できず、また、担保設定等の行為をすることができません。

2 当社の書面による事前の承認を得て、譲渡をする場合、契約者は当社に対し、第32条(料金)に定める料金を支払う義務を負うものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第14条 契約者は、契約を解除するときは、当社に対し解除の日の1ヶ月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社の申込書等により通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1ヶ月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から1ヶ月を経過する日に生じるものとします。

2 契約期間内の解除の場合は、第37条(違約金)に定める違約金を支払うものとします。

(当社が行う契約の解除)

第15条 当社は、次に挙げる事由があると当社が判断したときは、あらかじめ契約者に通知することなく、即時に契約を解除することができるものとします。これにより生じた損害に対し、当社は責任を負わないものとします。

(1) 第18条(提供停止)第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であって、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2) 第18条(提供停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(3) 天災、その他不可抗力等の当社の責に帰すべからざる事由又は火災(当社の過失による場合を除きます。)により、対象物件が設置されているデータセンター及び設備等の全部若しくは一部が滅失し又は損壊して、建物、設備等の使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがないとき

(4) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき

(5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

### 第3章 提供中止等

(非常事態時の利用の制限)

第16条 当社は、天災、地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他の公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスを制限する措置を採ることがあります。なお、これにより契約者に発生した損害について、当社は責任を負いません。

(提供中止)

第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(1) 当社の本サービス用設備の保守、工事、又は故障等やむを得ない場合

(2) 天災、地変、その他の非常事態が発生、もしくは発生するおそれがある場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨とサービス提供中止の期間を契約者に通知することとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合、当社は責任を負わないものとします。

(提供停止)

第18条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1) 本契約に違反をした場合

(2) サービスの運営を妨害又は当社の名誉もしくは信用を著しく毀損した場合

(3) 当社に損害を与えた場合

(4) 本契約に基づく債務を履行しなかった場合

(5) その他、契約者として不適当と当社が判断する場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨とサービス提供停止の期間を契約者に通知することとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合、当社は責任を負わないものとします。

### 第4章 対象物件の管理

(対象物件の管理)

第19条 契約者は、サービスの申込時にデータセンターに設置する対象物件等の情報を当社に通知するものとします。

2 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下を承諾または遵守するものとします。また当社は、データセ

ンターに影響を及ぼすおそれがあると判断する場合は、本サービスの利用を承諾しない場合があります。

(1) 契約者は、当社の事前の許可なく、データセンター内に造作等を一切行ってはなりません。

(2) 契約者は、データセンター内に発火、爆発、異常な発熱、異常な温度または湿度の変化、その他データセンターに影響を及ぼすおそれのあるいかなるもの、または当社の規定重量を超える対象物件等を設置することはできません。

(3) 対象物件に異常が発見された場合は、当社はその旨を契約者に報告します。発見された異常がデータセンターに影響を及ぼすおそれのある場合は、契約者はすみやかに自己の費用負担で、契約者の対象物件等の撤去、移動等の処置をとるものとします。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は、当社は事前の通知をすることなく、その原因となった契約者の対象物件等を契約者の費用負担で撤去または移動できるものとします。

(4) 前号において発見された異常が、発火・発煙等緊急処置を要し、かつ、データセンターに重大な影響を及ぼす場合、当社または異常を発見した関係者は事前に通知することなく、消火活動、電力提供の中止等の緊急処置を行いません。

(5) 契約者は、対象物件をデータセンター及び当社設備に付着させる場合は、事前に当社の承諾を得るものとします。ただし、キャビネットラック内はこの限りではありません。

(6) 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、第三者の資産及び設備を当社に設置することを行ってはなりません。ただし、リース・レンタル物件はこの限りではありません。

(対象物件の搬入及び設置並びにその費用負担)

第20条 契約者は、契約者の対象物件を搬入する場合は、第27条(契約者が行う対象物件の作業)に定める入館対応により搬入することとします。

2 契約者は対象物件の搬入及び設置に関し、安全対策が必要な場合においては、当社の指示により実施するものとし、これに要する費用は契約者の負担とします。

3 対象物件の設置にあたっては、安全上の観点から、設置に係る工事を当社へ委託しなければならないことがあります。

(契約期間中の当社による設置場所の変更及びその費用負担)

第21条 当社は、当社の設備の保守、工事、又は故障等やむを得ない場合、対象物件の設置場所並びに契約者に使用を許した設備等の設置場所を同一データセンター内において変更することができるものとします。

2 前項の場合、当社は契約者に事前にその旨の連絡をするとともに、変更後の設置場所、設備等の仕様規格は従前に準じるものとします。

3 第1項の設置場所の変更が、契約期間内かつ当社の事情による場合は移設に要する費用(撤去費、運搬費、据え付け、調整費等)は当社の負担とします。なお、かかる費用にはシステム切り替えに伴う二重化等の新たな機器、回線、ソフトウェア、工事等の費用は含みません。

(契約期間中のその他の対象物件の移設及び撤去並びにその費用負担)

第22条 契約期間中の対象物件の移設及び撤去は、第21条(契約期間中の当社による設置場所の変更及びその費用負担)の場合を除き、次の各号によるものとします。

(1) 契約者が設置場所の変更を申し出て移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。

(2) 天災、その他不可抗力等の当社の責に帰すべからざる事由又は火災(当社の過失による場合を除きます。)により、移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。

(3) 第1号及び第2号による場合の契約者の費用負担には、旧の設置場所の原状復旧に要する費用及び契約者に場所を提供するために実施した工事がある場合には当社の当該工事に係る費用を含むものとします。

(4) 当社は、契約者の要請があるとき、その他必要がある場合には、契約者の費用負担を条件に、契約者の対象物件等を契約者へ返送することができるものとします。

#### (対象物件等の運用)

第23条 契約者の対象物件等は契約者の責任において運用するものとします。

2 契約者が、当社が別に提供するサービスの利用に際し、その当社サービス提供に係る設備等を契約者のラック内に設置する場合において、当該設備の工事を実施することについては工事申込をもって、ラックの開閉の許諾があったものとします。ただし、契約者からの書面等による事前の申し出により、本条項の適用を除外することができるものとします。

また、当社が当該サービスの維持に必要な定期保守や故障修理等の作業を実施する際は、その都度、契約者の許諾により、ラックを開閉します。ただし、当社の申込書等による事前の合意により、ラック開閉の事前の許諾を頂いたものとし、本条項の適用を除外することができるものとします。

3 当社は、対象物件またはその周辺に発火・発煙、異音、異常な温度または湿度の変化等の異常が認められ、緊急な対処が必要と判断する場合は、契約者に通知することなく、原因が存在すると思われるラックを開閉し、対処することがあります。当社は契約者にその旨を事後、通知することとします。

4 第1～3項において、当社は誠実に当該サービスの維持及び運用を行うものとし、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

#### (保守業務の範囲)

第24条 当社は、以下の保守業務を実施します。

(1) 対象物件のランプの状態確認

(2) 対象物件の電源スイッチのオフ/オン、または電源ケーブルの抜き差し

(3) 対象物件のリセットボタン押下

第1～3号においては、対象物件等に故障が発生、または故障発生の疑いがある場合に限り契約者の指示に基づき実施します。保守業務は第1～3号に定める業務のほか、アドバンスリモートハンズサービス提供条件書に基づき提供できるものとします。

2 第1項の保守の範囲に関して、契約者は対象物件の保守にかかわる手順を事前に書面にて当社に提供するものとし(以下、「保守手引書」といいます。)、当社の保守業務はその保守手引書にしたがって実施するものとします。

3 契約者は、指示した業務によって起こりうるデータの喪失や契約者の対象物件等の物理的損害などの危険性を十分理解した上で、本条第1項及び第2項に基づき、当社に業務を指示するものとします。当社

は、契約者の指示に基づいて行った業務により発生した結果について責任を負いません。保守業務の指示者は、契約者または契約者の意思を代行する第三者を含むものとします。

4 保守業務は、当社と保守業務の指示者との電話等連絡における業務完了確認をもって完了したものとします。

#### (原状回復)

第25条 契約期間の満了または本契約の解除等、事由のいかんを問わず本契約が終了するとき、契約者は、契約期間終了日までに契約者の責任と費用において設置場所を本契約開始前の原状に回復のうえ、当社に明け渡すこととします。

2 前項の原状回復に際し、契約者は対象物件等の全部を契約者の費用と責任において撤去するものとします。契約者が対象物件等を撤去しないとき、予め契約者に通知することなく、当社は当該対象物件等を廃棄あるいは換価処分することができるものとします。これらにかかる費用は契約者の負担とし、当社は契約者に請求できるものとします。

3 第7条2項の本サービス提供環境の設定のために当社において設置場所を改変したとき、当社は設置場所を本契約開始前の原状に回復する工事を、契約期間終了日後に、当社の責により行うものとします。本項の原状回復工事に要する費用に相当する額は契約者の負担とし、当社は契約者に請求できるものとします。

#### (保守業務に関する契約者の協力)

第26条 契約者は、本契約に基づく当社の保守業務に対して、最大限の協力をするものとし、保守に関して必要な場合は、当社は契約者の承諾を得た上で契約者の機器装置等は無償で自由に操作し、使用できるものとします。

2 契約者は、当社の保守業務上必要な場合には、契約者の工事・保守業者、来客者等を含む関係者(以下、「関係者」といいます。)に対して協力させるものとします。

3 契約者は、当社からの求めに応じて、回線収容情報その他保守作業に必要な機器収容情報及び技術情報を提供するものとします。

#### (契約者が行う対象物件の作業)

第27条 契約者は、当社の事前の許可を得て、当社による建物内への入館対応のもとに対象物件の設置場所に立ち入り、対象物件の運用及び維持に必要な作業を行うことができるものとします。ただし、契約者は、二重床を開けてはなりません。

2 前項の当社による建物内への入館対応は、24時間受け付けるものとします。なお、機器の搬入出を伴う入館については、土曜日、日曜日、法定休日及び12月29日から12月31日まで、及び1月2日から1月3日を対象外とします。

3 第2項に基づく当社による入館対応及び作業の立会いに伴う連絡先及び当社の故障受付連絡先等は、承り書に記載のとおりとします。

4 契約者はデータセンター内において自らのケーブルの敷設を行ってはならないものとし、必要な場合は、当社の提供するコネクティビティサービスを利用することとします。なお、契約者の利用する複数のラックが隣接位置にある場合の当該ラック間を接続するためのケーブルの敷設はこの限りではありません。



5 契約者は、第4項において二重床の開閉が必要な場合、当社に申込を行った上、当社の立会いのもと作業を行うこととします。この場合、当社が契約者の作業立会いを行った場合は、契約者は、第32条(料金)に定める料金を支払うものとします。

6 第4項において敷設されたケーブルにより、他の契約者に影響を及ぼす事象が発生した場合、または発生するおそれがあると当社が判断した場合、当社が本事象の解消及び発生のおそれを回避すると判断する方法により再敷設頂く場合があります。この場合の工事に関する費用は契約者の負担とします。

7 契約者は、対象物件と電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続する場合は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)で定める場合を除き、電気通信事業法に定める工事担任者の資格者証の交付を受けている者にこれに関わる工事を行わせ、又は、実地に監督させることとします。

(コネクティビティサービスの提供)

第28条 当社は、以下の場合においてコネクティビティサービスをコネクティビティサービス提供条件書及び承り書に記載された内容で提供します。

- (1) 契約者の対象物件間を接続する場合
- (2) 契約者の対象物件と当社の提供する回線サービスと接続する場合
- (3) 第30条(対象物件の工事等)で必要とされる場合
- (4) その他、当社が認めた場合

2当社は当社が予め定めた区間に限り、データセンター間を接続するためのコネクティビティサービス(以下、「Nexcenter Connect(ネクスセンター・コネク)」といいます。)を提供します。Nexcenter Connect(ネクスセンター・コネク)の提供条件は、コネクティビティサービス提供条件書に別途定めるとおりとします。

3 当社は、前項の提供において、技術的に困難であるとき、又は当社の業務遂行に支障があるときは、契約者の申請を拒むことができるものとします。

(ビル間コネクティビティの提供)

第29条 当社は当社が予め定めた区間に限り、データセンター間を接続するためのコネクティビティサービス(以下、「ビル間コネクティビティ」といいます。)を提供します。ビル間コネクティビティの提供についてはビル間コネクティビティサービス提供条件書(以下、本条において「条件書」といいます。)及び「Universal One サービス契約約款(第8編)」(以下、本条において「契約約款」といいます。)の規定によります。なお、条件書と契約約款及び本規約に差異が生じた場合は、条件書によるものとします。

(対象物件の工事等)

第30条 契約者は、データセンター内にある「電気通信事業法」に基づく東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西会社」といいます。)の指定電気通信設備と対象物件との接続工事を当社へ委託する場合、またはコネクティビティサービスをデータセンター内のNTT東西会社が使用するスペースで利用する場合は、その旨申し込むこととします。

2 前項の工事を行う場合、契約者は手数料を支払うものとします。

3 第1項の工事を行う場合、「電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」に基づき、NTT 東西会社から請求される立会費等の費用を契約者は当社

に支払うものとします。

## 第5章 電力設備の使用

(電力の提供及び使用条件)

第31条 当社は、契約者の対象物件等に対する電力を重要事項説明書及び承り書に記載された内容で提供します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当し、電力の供給が不可能な場合は、契約者に対する電力の供給を中止し、又は契約者に電力使用の制限もしくは中止を求めることができるものとします。なお、その場合当社は予めその旨を契約者に通知することとしますが、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに連絡することとします。

(1) 天災、火災又はその他の不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由により、正常な電力の供給が不可能になった場合

(2) 当社の電力設備に故障が生じる又は故障が生じるおそれがある場合

(3) 当社の電力設備の工事施工又は保守上やむを得ない場合

(4) その他、保安上の必要がある場合

3 当社の行う電力工事又は保守で契約者への電力供給に影響を与えるおそれがあるものの施工にあたっては、施工方法、施工期間等について両者協議するものとし、契約者はこれに協力するものとします。

4 当社は契約者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合、契約者に対する電力の供給を中止することができるものとします。

(1) 契約者がその責に帰すべき事由により、当社に重大な損害を与えたか又はおそれがあるにも係らず、契約者がその事由の解消に応じない場合

(2) 契約者がその責に帰すべき事由により、当社に保安上の危険を及ぼしている場合

(3) 契約者の対象物件等に発火、発煙、著しい発熱等の異常を発見した場合。

なお、当社は第1号から第3号により電力の供給を中止した場合で、契約者がその事由となった事実を直ちに解消した場合は、当社はその事実を確認のうえ、契約者に対し電力の供給を再開することとします。

5 第2項により、当社が電力の供給を中止した場合、当社はその期間について第32条(料金)に基づく月額基本料を日割計算により差し引くものとします。

6 契約者が電力設備の使用の取り止めを申し出た場合、契約者は、契約者が当社の電力設備を使用するために当社が実施した工事がある場合の当社の当該工事並びに原状に復する工事に係る費用を負担するものとします。

7 追加電力の提供にあたっては、提供の可否及び条件について、契約者より申し込み前に当社へ照会を行うものとします。

## 第6章 料金等

(料金)

第32条 本契約に係る料金及びその他費用については、申込書及び承り書に記載のとおりとします。

(料金等の支払義務)

第33条 契約者は、第32条(料金)の料金を当社に対し支払う義務を負います。

2 第18条(提供停止)により本サービスの提供が停止された場合においても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 契約成立後サービス提供開始までの期間に契約者の都合により契約が解除された場合、当社は契約者に対し第37条(違約金)に基づく違約金を請求させていただくことがあります。請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

(料金等の計算方法)

第34条 契約者に請求する料金は以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。契約者への請求は月末締めで行います。

(1) 利用開始月及び利用終了月の月額料金の額は、契約者の利用開始日及び終了日に応じた日割りとします。

(2) 利用開始月の料金の額は、初期料金と月額料金の合計額とします。

(料金改定)

第35条 当社は、初回の契約期間の満了日以降、料金を改定する必要があると認めたときは、両者協議の上これを改定することができるものとします。

2 前項の規定に関わらず、公租公課の変動、著しい経済変動その他の事由により前項の料金を改定する必要があると認めたときは、契約者と協議の上これを改定することができるものとします。

(料金等の支払方法)

第36条 契約者は、料金等を当社が別途指定する方法で、当社の指定する期日までに当社の指定する金融機関等に支払うものとします。各指定事項は当社の発行する請求書等に記載のとおりとします。

(違約金)

第37条 最低利用期間内に契約が解除された場合は、契約者は、当該解除があった翌日から当該契約期間の末日までの期間に対応する本契約に係る料金全額相当の額の違約金を、当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。各指定事項は当社の発行する請求書等に記載のとおりとします。

2 最低利用期間内に第11条(契約者が行うサービス内容の変更)に定めるサービス内容の変更に伴う月額料金の減額があった場合には、当該変更があった翌日から当該契約期間の末日までの期間に対応する本サービスに係る減額相当の額(変更前の月額料金から変更後の月額料金を控除したもの)の違約金を、契約者は当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。各指定事項は当社の発行する請求書等に記載のとおりとします。

3 契約成立後サービス提供開始までの期間に契約者の都合により契約が解除、またはサービスの一部を取り消された場合、契約者は当社に対し、第32条(料金)に定める初期料金相当分及び月額料金の1ヶ月分を支払うものとします。

#### (延滞損害金)

第38条 契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。各指定事項は当社の発行する請求書等に記載のとおりとします。

#### (保証金)

第39条 契約者はサービス提供の条件として、保証金を預け入れていただく場合があります。

2 保証金の額は、第32条(料金)に定める月額料金の3ヶ月分とします。

3 保証金については、無利息とします。

4 当社は、本契約の契約期間を終了したとき、又は契約の解除があったときは、保証金を当該契約者に返還します。

5 当社は、保証金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

#### (消費税等)

第40条 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

#### (端数処理)

第41条 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てるものとします。

## 第7章 損害賠償

#### (責任の制限)

第42条 本契約に基づく対象物件の設置に関する当社の責任は、設置場所の環境を対象物件の維持及び運用に必要な状態に維持することのみとします。

2 天災地変、火災、盗難、その他当社の責に帰すべからざる理由により、本サービスにおける契約者の対象物件等が滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用され、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社は責任を負わないものとします。

3 第19条第2項第4号に基づき緊急処置を行なったことにより、契約者が損害を被ったとしても、その損害に対して当社及び緊急処置を行なった者は責任を負わないものとします。

4 第1項及び第2項に起因して、当社の責任でないと認められたものについては、第三者から当社になされた損害賠償請求等の補償についても、契約者の責任で対処するものとし、当社は免責されるものとします。

5 当社は、対象物件に損害保険を附保し、対象物件が偶然な事故により被る損害を次号に基づき填補します。但し、対象物件がリース等により調達されたものであって、リース会社が事前に損害保険の附保を行っているものについてはこの限りではありません。保険を附保する対象物件とはハード資産であり、データ又はプログラムなどのソフト資産は含まれません。

(1) 偶然な事故とは、電氣的現象による事故・取扱い上の不注意、その他保険会社が定める該当損害保険の契約約款に基づくものとします。

(2) 当損害保険における保険金の支払額は、各対象物件の再調達価額を基準とし、その限度は設備収容1架毎に3,000万円とします。

(3) 保険金の支払いにあたっては、契約者は当社へ、保険会社が定める請求申請書に従って、対象物件に関わる品名・数量・単価・購入金額・購入年月・購入先・損害額等必要な情報を提示するものとします。

#### (損害賠償)

第43条 当社は本契約において特約等を定める場合を除き、本契約に基づく債務を履行しないことにより、契約者に損害を与えた場合、本契約の解約の有無に関わらず、契約者に生じた通常の直接賠償をするものとし、当社の責任は、第32条(料金)に基づく月額料金を限度額とします。なお、当社は間接損害、予見の有無を問わず特別の事情により生じた損害、逸失利益、データ又はプログラムの喪失・破損については、その責を負わないものとします。

2 当社の債務不履行その他当社の責に帰すべき事由により、契約者の関係者においても損害賠償請求等の事由が生じた場合には、同関係者に対しては契約者の責任と負担において対処するものとし、当社は、本契約に定める責任の限度で契約者に対して責任を負うものとします。

3 第1項及び第2項の規定は、本サービスの利用に関して当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものとします。

#### (自己責任の原則)

第44条 契約者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知された場合は、契約期間及び契約解除後に関わらず、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合、または第三者のクレームを通知する場合においても同様とします。

2 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせた場合は、契約期間及び契約解除後に関わらず、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

## 第8章 SLA

#### (SLAの適用)

第45条 当社は、本サービスの提供にあたり、サービス品質に関する目標値を設定し、サービス品質がそ

の目標値を上回るよう努めるものとします。サービス品質に関する目標値、対象及び適用条件等は別紙1「Colocation Service Level Agreement」(以下、「サービスレベル合意書」といいます。)に記載のとおりとします。

(料金の返還)

第46条 当社は、サービス品質がサービスレベル合意書に定める目標値を下回った場合には、契約者に対し、料金の一部を返還するものとします。この場合の返還金額及び返還方法等については、サービスレベル合意書に記載のとおりとします。

## 第9章 雑則

(利用責任者)

第47条 本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、当社に書面で届け出るものとします。利用責任者が交代したときは直ちに当社に書面で通知するものとします。通知がなく、連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本規約に基づくサービスの利用の適正化を図るものとします。

(通知方法)

第48条 本サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号いずれかの方法で行い、各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(1) 当社 Web サイト上への掲載

掲載された時

(2) 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送もしくは、電子メールアドレスへの電子メールの送信

通知が発送もしくは発信された時

(3) 当社が適切と判断する方法

当該通知の中で当社が指定した時

(契約者の禁止行為)

第49条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。

(1) データセンター内に発火、爆発、振動、臭気、騒音等のおそれがある物、大量の可燃物等を配備する又は持ち込む行為

(2) 他の利用者の設備に損傷を与える物を持ち込む行為

(3) 当社へ設置する通信設備への不正アクセスをする行為

(4) 本サービスの妨害行為

(5) 日本国の定める「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」又はその他の法律もしくは公序良俗に抵触する行為、またはそのおそれのある行為

(6) 当社あるいは他の契約者、第三者の権利を侵害し、又は他の契約者及び第三者に迷惑・不利益等を

与える行為、またはそのおそれのある行為

(7) その他当社が不適切と判断する行為

2 契約者が前項の規定に違反し、当社が損害を受けたときは、契約者はその復旧に要する費用の負担をするものとします。

(契約者の協力義務)

第50条 当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による本規約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

(2) 故障予防又は回復のため必要な場合

(3) 技術上必要な場合

(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

(守秘義務)

第51条 契約者及び当社は本契約に関し知り得た相手方の技術上・営業上又はその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

(1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合

(2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合

(3) 知り得た時点で既に取得済みの場合

(4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合

(5) 開示又は提供につき、相手方の同意を得た場合

(6) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合

(7) 契約者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合

(8) 本契約に起因して紛争又は損害賠償請求が発生した場合

(9) その他、本サービスの運営上必要がある場合

2 契約者及び当社は関係者に対しても、前項の規定を遵守させるものとします。

(知的財産権の帰属)

第52条 本契約に基づき契約者に提供される各種情報については、その著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び著作者人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいう。)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社の委託先等当社が指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項に付随し、以下の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。

(1) サービスの利用目的以外に使用すること

(2) 複製・改変等を行うこと

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に頒布・公衆送信・貸与・譲渡・担保設定等を行うこと

(4) 当社又は当社が指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更すること

(第三者への委託)

第53条 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

(個人情報の取扱い)

第54条 本サービスの提供にあたり、当社が契約者より提供を受けた個人情報の取り扱いについては、当社の「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によるものとします。

(免責の範囲)

第55条 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(協議)

第56条 本規約に定めのない事項については、当社と契約者との協議によって定めるものとします。

(紛争の解決)

第57条 本規約について、契約者と当社との間に紛争が生じた場合は、両者の協議により解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第58条 本規約について、契約者と当社との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審における合意上の管轄裁判所とします。

(準拠法)

第59条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。



附則

この利用規約は、平成25年6月25日から実施します。

附則(平成27年12月22日 CL503031号)

この改正規定は、平成27年12月24日から実施します。

附則(平成27年12月25日 CL 503124号)

この改正規定は、平成28年1月13日から実施します。

附則(平成30年5月9日 CL 342195号)

この改正規定は、平成30年5月21日から実施します。

附則(令和2年3月2日 CL00611549号)

この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。

附則(令和3年6月9日 DPS サ 00793044 号)

この改正規定は、令和3年6月25日から実施します。

## 別紙 1

### Colocation Service Level Agreement

(SLA適用の対象)

第1条 Colocation Service Level Agreement (以下、「サービスレベル合意書」といいます。)は、東京第5データセンター、東京第6データセンター、東京第10データセンター、横浜第1データセンター及び大阪第5データセンターで、本サービスを利用する契約者に対して適用するものとします。

(電力SLA)

第2条 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、契約者が利用中のラックに対する電力供給の月間可用率 (以下、「電力月間可用率」といいます。)が99.999% (以下、「電力サービス目標値」といいます。)に満たなかった場合は、その電力月間可用率に応じて、以下に相当する金額を契約者に返還します。

電力月間可用率	返還金額
99.999%以上	なし
99.998%～99.999%未満	月額料金の1/30
99.997%～99.998%未満	月額料金の2/30
99.996%～99.997%未満	月額料金の3/30
以下、同様に電力月間可用率が0.001%低下するごとに返還金額が月額料金の1/30ずつ増加	
99.970%～99.971%未満	月額料金の29/30
99.970%未満	月額料金全額

2 電力月間可用率は、契約者が利用するラック単位に算出します。

3 電力月間可用率は、次の式に従って算出します。

$$\text{電力月間可用率} = (1 - \text{累計障害時間 (秒)} \div \text{月間総時間 (秒)}) \times 100$$

- (1) 累計障害時間とは、当社が確認した障害時間 (当該ラックで電力が利用できない状態が発生していた時間とします。なお、1ラックに対して、複数の電力ケーブルが配線されている場合は、その電力ケーブルの全てまたはいずれかが利用できない状態が発生していた時間とします。)を月ごとに合算した時間とします。ただし、次の各号のいずれかに定める事象に起因して、電力が利用できない状態が発生していた場合は、その時間は累計障害時間に含めないものとします。

- (ア) 本規約第31条（電力の提供条件及び使用条件）第2項または第4項の規定に基づく、電力供給の中止による場合
  - (イ) 本規約第16条（非常事態時の利用の制限）の規定に基づく制限による場合
  - (ウ) 本規約第17条（提供中止）の規定に基づく提供中止による場合
  - (エ) 本規約第18条（提供停止）の規定に基づく提供停止による場合
  - (オ) 本規約に違反する利用等、契約者に帰すべき事由に起因する場合
  - (カ) 天災、火災等の不可抗力、第三者の作業及び機器等による影響その他、当社の責めに帰すべからざる事由による場合
- (2) 月間総時間は次の式に従って算出いたします。
- 月間総時間=当該月の日数（日）×24（時間）×60（分）×60（秒）

（温度SLA）

第3条 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、契約者が利用中のColocationルームの温度が以下に記載する温度の範囲内（以下、目標温度といたします。）である時間の割合（以下、温度月間可用率といたします。）が99.99%（以下、「温度サービス目標値」といたします。）に満たなかった場合は、その温度月間可用率に応じて、以下に相当する金額を契約者に返還します。

拠点名	目標温度
東京第5データセンター 東京第6データセンター 横浜第1データセンター 大阪第5データセンター	18～27℃
東京第10データセンター	18～32℃

温度月間可用率	返還金額
99.99%以上	なし
99.98%～99.99%未満	月額料金の1/30
99.97%～99.98%未満	月額料金の2/30
99.96%～99.97%未満	月額料金の3/30
以下、同様に温度月間可用率が0.01%低下するごとに返還金額が月額料金の1/30ずつ増加	
99.70%～99.71%未満	月額料金の29/30
99.70%未満	月額料金全額

- 2 温度の測定点は、各Colocationルーム内に当社が設置した測定点とします。
- 3 温度月間可用率は、次の式に従って算出します。

$$\text{温度月間可用率} = (1 - \text{目標温度逸脱時間 (秒)} \div \text{月間総時間 (秒)}) \times 100$$

- (1) 目標温度逸脱時間とは、前項で測定した当社のログにて確認した、目標温度を逸脱し

た時間を月ごとに合算した時間とします。ただし、サービスレベル合意書第2条第3項1号の(イ)から(カ)に定める事項に起因して、目標湿度を逸脱した場合は、その時間を目標湿度逸脱時間を含めないものとします。

(2) 月間総時間は次の式に従って算出いたします。

$$\text{月間総時間} = \text{当該月の日数 (日)} \times 24 \text{ (時間)} \times 60 \text{ (分)} \times 60 \text{ (秒)}$$

(湿度SLA)

第4条 当社は、当社の責めに帰すべき理由により、契約者が利用中のColocationルームの湿度が以下に記載する相対湿度の範囲内（以下、目標湿度といいます。）である時間の割合（以下、湿度月間可用率といいます。）が99.99%（以下、「湿度サービス目標値」といいます。）に満たなかった場合は、その湿度月間可用率に応じて、以下に相当する金額を契約者に返還します。

拠点名	目標湿度
東京第5データセンター 横浜第1データセンター	20～60%
東京第6データセンター 東京第10データセンター 大阪第5データセンター	20～80%

湿度月間可用率	返還金額
99.99%以上	なし
99.98%～99.99%未満	月額料金の1/30
99.97%～99.98%未満	月額料金の2/30
99.96%～99.97%未満	月額料金の3/30
以下、同様に湿度月間可用率が0.01%低下するごとに返還金額が月額料金の1/30ずつ増加	
99.70%～99.71%未満	月額料金の29/30
99.70%未満	月額料金全額

2 湿度の測定点は、各Colocationルーム内に当社が設置した測定点とします。

3 湿度月間可用率は、次の式に従って算出します。

$$\text{湿度月間可用率} = (1 - \text{目標湿度逸脱時間 (秒)} \div \text{月間総時間 (秒)}) \times 100$$

(1) 目標湿度逸脱時間とは、前項で測定した当社のログにて確認した、目標湿度を逸脱していた時間を月ごとに合算した時間とします。ただし、サービスレベル合意書第2条第3項1号の(イ)から(カ)に定める事項に起因して、目標湿度を逸脱した場合は、その時間を目標湿度逸脱時間を含めないものとします。

(2) 月間総時間は次の式に従って算出いたします。

$$\text{月間総時間} = \text{当該月の日数 (日)} \times 24 \text{ (時間)} \times 60 \text{ (分)} \times 60 \text{ (秒)}$$

(SLAの適用)

第5条 契約者は、SLAに基づく料金の返還を請求するときは、対象となる月の翌月15日までに、当社へその旨を申告するものとします。

2 前項の請求に基づき、当社が調査した結果、前条までに定めるSLAにおける料金返還の対象と当社が判断した場合は、料金の返還を行うものとします。

(料金の返還)

第6条 サービスレベル合意書第2条から第4条において返還の対象となる月額料金は、本規約第32条(料金)にて合意した月額料金とします。ただし、契約者が複数のラックを利用している場合は、各サービス目標値を逸脱したと当社が判断したラックにかかる月額料金のみを対象として、返還金額を算出します。

2 SLAに基づく返還金額は、月額料金の1ヶ月分を上限とします。

3 同一月にてサービスレベル合意書第2条から第4条に規定する、複数の異なるSLAに基づく料金返還の適用を受ける場合も、該当ラックごとに合計した返還金額は、月額料金の1ヶ月分を超えないものとします。

4 料金の返還は、原則としてSLAの適用対象であると当社が判断した月の翌月以降に、契約者が支払うべき料金との相殺により行います。